

【別紙1】

9. 介護保険料滞納者・要介護認定者への制度について

町田市障害者控除対象者認定書交付基準

区分	認定内容	認定基準	判定基準
障 害 者	知的障害者（軽度・中度）に準ずる者	知的障害者の障害の程度の判定基準（重度以外）と同程度の障害の程度であること	要介護に認定されており認知症高齢者の日常生活自立度ランクI、IIに該当する者
	身体障害者（3～6級）に準ずる者	身体障害者の障害の程度の等級表（3級～6級）と同程度の障害の程度であること	要介護に認定されており障害高齢者の日常生活自立度ランクJ、Aに該当する者
特別 障 害 者	知的障害者（重度）等に準ずる者	知的障害者の障害の程度の判定基準（重度）と同程度の障害の程度であること 又は 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者と同程度の障害の程度であること	要介護に認定されており認知症高齢者の日常生活自立度ランクIII、IV、Mに該当する者
	身体障害者（1級、2級）に準ずる者	身体障害者の障害の程度の等級表（1級～2級）と同程度の障害の程度であること	要介護に認定されており障害高齢者の日常生活自立度ランクB、Cに該当する者
	ねたきり老人	常に就床を要し、複雑な介護を要する状態であること。（6ヶ月程度以上臥床し、食事、排泄等の日常生活に支障のある状態）	要介護に認定されており障害高齢者の日常生活自立度ランクB、Cに該当する者